

神戸市空家空地対策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第4号

神戸市空家空地対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

神戸市空家空地対策の推進に関する規則（平成28年9月規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

改正後	改正前
(空地等) 第3条 条例第2条第5項第2号に規定する規則で定めるものは、山林及び田畑（これらのうち市長が特に認めるものを除く。）以外の土地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。	(空地等) 第3条 条例第2条第4項第2号に規定する規則で定めるものは、山林及び田畑（これらのうち市長が特に認めるものを除く。）以外の土地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

様式中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員又はその委任した者に、空家等」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等」に、「当該職員又はその委任した者に、類似空家等又は空地等と認められる場所」を「類似空家等若

しくは空地等の所有者等に対し、当該類似空家等若しくは当該空地等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者に、類似空家等若しくは空地等と認められる場所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。